特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
32	特定公的給付支給事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は、特定公的給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和7年12月26日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付支給事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの (1)令和5年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業 (2)令和5年度米沢市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (3)令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業 (4)令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業 (5)令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (6)令和7年度米沢市定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業 (7)令和7年度米沢市物価高対応子育て応援手当支給事業
③システムの名称	(1)　臨時特別給付金システム (2)　団体内統合利用番号連携サーバ (3)　中間サーバ (4)　定額減税補足給付金システム

2. 特定個人情報ファイル名
特定公的給付支給ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表の135の項 (2)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第10条 (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条 (情報提供の根拠) 情報提供なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業:総務部総務課総務担当 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業:健康福祉部社会福祉課総務企画担当 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業:健康福祉部社会福祉課総務企画担当 令和7年度米沢市定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業:総務部総務課総務担当 令和7年度米沢市物価高対応子育て応援手当支給事業:健康福祉部子育て支援課給付担当
②所属長の役職名	令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業:総務課長 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業:社会福祉課長 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業:社会福祉課長 令和7年度米沢市定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業:総務課長 令和7年度米沢市物価高対応子育て応援手当支給事業:子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992－8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所　総務部総務課　行政担当 電話番号0238－22－5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992－8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所　総務部総務課　行政担当 電話番号0238－22－5111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	給付金システムの利用時はパスワードによる保護を行い、誰でも閲覧できないよう、制限をかけている。確認書の内容（口座情報等）をシステムに入力する際は、入力担当と審査担当に分け、複数人での確認体制をとっている。給付手続きにおいて口座情報の出力内容に誤りがないかダブルチェックを行っている。個人情報が含まれている文書を発送する際は、誤りがないかダブルチェックによる確認を行っている。特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる場所等第三者の目に触れることの無い場所に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護管理者、特定個人情報事務取扱担当者（会計年度任用職員等を含む）、特定個人情報システム管理者は毎年度研修を受講している。各研修においては受講確認を行っている。個人情報の保護の重要性について定期的に周知している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月18日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和4年10月21日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年5月18日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年10月21日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年5月18日	Ⅳリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	
令和5年12月11日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	2023/12/1	事後	
令和5年12月11日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	2023/12/1	事後	
令和6年9月20日	Ⅰ関連情報 1．②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの (1)令和5年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業 (2)令和5年度米沢市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (3)令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務 (4)令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業	事後	
令和6年9月20日	Ⅰ．3．法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項および別表第一の101の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 (3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表の135の項 (2)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	事後	
令和6年9月20日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法 第19条第8号 別表第二121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 (情報提供の根拠) 情報提供なし	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (情報提供の根拠) 情報提供なし	事後	
令和6年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月28日	Ⅰ関連情報 1．②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの (1)令和5年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業 (2)令和5年度米沢市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (3)令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務 (4)令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの (1)令和5年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業【令和6年9月30日終了】 (2)令和5年度米沢市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業【令和6年9月30日終了】 (3)令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業 (4)令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業	事後	
令和7年1月28日	Ⅰ関連情報 1．③システムの名称	(1) 臨時特別給付金システム (2) 団体内統合利用番号連携サーバ (3) 中間サーバ	(1) 臨時特別給付金システム (2) 団体内統合利用番号連携サーバ (3) 中間サーバ (4) 定額減税補足給付金システム	事後	
令和7年1月28日	Ⅰ関連情報 5．①部署	総務部総務課総務担当	令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業:総務部総務課総務担当 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業:健康福祉部社会福祉課総務企画担当 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業:健康福祉部社会福祉課総務企画担当	事後	
令和7年1月28日	Ⅰ関連情報 5．②所属長の役職名	総務課長	令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業:総務課長 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業:社会福祉課長 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業:社会福祉課長	事後	
令和7年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和6年4月1日時点	令和6年12月13日時点	事後	
令和7年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和6年4月1日時点	令和6年12月13日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	Ⅰ関連情報 1．②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの (1)令和5年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業【令和6年9月30日終了】 (2)令和5年度米沢市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業【令和6年9月30日終了】 (3)令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業 (4)令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業 (5)令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの (1)令和5年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業【令和6年9月30日終了】 (2)令和5年度米沢市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業【令和6年9月30日終了】 (3)令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業 (4)令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業 (5)令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (6)令和7年度米沢市定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業	事前	
令和7年3月19日	Ⅰ関連情報 5．①部署	令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業:総務部総務課総務担当 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業:健康福祉部社会福祉課総務企画担当 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業:健康福祉部社会福祉課総務企画担当	令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業:総務部総務課総務担当 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業:健康福祉部社会福祉課総務企画担当 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業:健康福祉部社会福祉課総務企画担当 令和7年度米沢市定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業:総務部総務課総務担当	事前	
令和7年3月19日	Ⅰ関連情報 5．②所属長の役職名	令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業:総務課長 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業:社会福祉課長 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業:社会福祉課長	令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業:総務課長 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業:社会福祉課長 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業:社会福祉課長 令和7年度米沢市定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業:総務課長	事前	
令和7年3月19日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和6年12月13日時点	令和7年4月1日時点	事前	
令和7年3月19日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年12月13日時点	令和7年4月1日時点	事前	
令和7年7月3日	Ⅰ関連情報 1．②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの (1)令和5年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業【令和6年9月30日終了】 (2)令和5年度米沢市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業【令和6年9月30日終了】 (3)令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業 (4)令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業 (5)令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (6)令和7年度米沢市定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの (1)令和5年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業 (2)令和5年度米沢市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (3)令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業 (4)令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業 (5)令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (6)令和7年度米沢市定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業	事前	
	Ⅰ関連情報 1．②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの (1)令和5年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業 (2)令和5年度米沢市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (3)令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業 (4)令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業 (5)令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (6)令和7年度米沢市定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの (1)令和5年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業 (2)令和5年度米沢市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (3)令和6年度米沢市定額減税補足給付金(調整給付)給付事業 (4)令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業 (5)令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 (6)令和7年度米沢市定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業 (7)令和7年度米沢市物価高対応子育て応援手当支給事業	事前	
	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表の135の項 (2)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表の135の項 (2)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26念内閣府・総務省令第5号)第74条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 （情報提供の根拠） 情報提供なし	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条 （情報提供の根拠） 情報提供なし	事前	
	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	令和6年度米沢市定額減税補足給付金（調整給付）給付事業：総務部総務課総務担当 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業：健康福祉部社会福祉課総務企画担当 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業：健康福祉部社会福祉課総務企画担当 令和7年度米沢市定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業：総務部総務課総務担当	令和6年度米沢市定額減税補足給付金（調整給付）給付事業：総務部総務課総務担当 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業：健康福祉部社会福祉課総務企画担当 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業：健康福祉部社会福祉課総務企画担当 令和7年度米沢市定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業：総務部総務課総務担当 令和7年度米沢市物価高対応子育て応援手当支給事業：健康福祉部子育て支援課給付担当	事前	
	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	令和6年度米沢市定額減税補足給付金（調整給付）給付事業：総務課長 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業：社会福祉課長 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業：社会福祉課長 令和7年度米沢市定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業：総務課長	令和6年度米沢市定額減税補足給付金（調整給付）給付事業：総務課長 令和6年度米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金給付事業：社会福祉課長 令和6年度米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業：社会福祉課長 令和7年度米沢市定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業：総務課長 令和7年度米沢市物価高対応子育て応援手当支給事業：子育て支援課長	事前	
	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号992－8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所　総務部総務課　総務担当 電話番号0238－22－5111	郵便番号992－8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所　総務部総務課　行政担当 電話番号0238－22－5111	事前	